

滋賀県

全国で3番目に病床数が少ない県 での地域移行

滋賀県は、全国で3番目に精神科病床数が少ない県であり、国の目指す病床削減を目的とせず、「長期入院者が望む暮らしを実現させるための地域の受け皿作り」を通して、退院から地域生活に向けた支援の体制整備を図ることを目的として精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る。

1 県の基礎情報

滋賀県

湖西福祉圏域

精神科病院 ……0カ所
○デイケア ……0カ所
精神神経科診療所 ……0カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 438人

湖北福祉圏域

精神科病院 ……2カ所
○デイケア ……1カ所
精神神経科診療所 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 1,326人

湖東福祉圏域

精神科病院 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神神経科診療所 ……3カ所
○デイケア ……1カ所
精神保健福祉手帳 1,464人

大津福祉圏域

精神科病院 ……5カ所
○デイケア ……2カ所
精神神経科診療所 ……7カ所
○デイケア ……2カ所
精神保健福祉手帳 3,310人

湖南福祉圏域

精神科病院 ……2カ所
○デイケア ……2カ所
精神神経科診療所 ……8カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 2,656人

東近江福祉圏域

精神科病院 ……2カ所
○デイケア ……1カ所
精神神経科診療所 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 1,945人

甲賀福祉圏域

精神科病院 ……1カ所
○デイケア ……1カ所
精神神経科診療所 ……1カ所
○デイケア ……0カ所
精神保健福祉手帳 1,139人

★7福祉圏域の合計(全県)

●精神科病院 ……12カ所
●精神神経科診療所 ……21カ所
○デイケア ……10カ所

取組内容

【人材育成の取り組み】

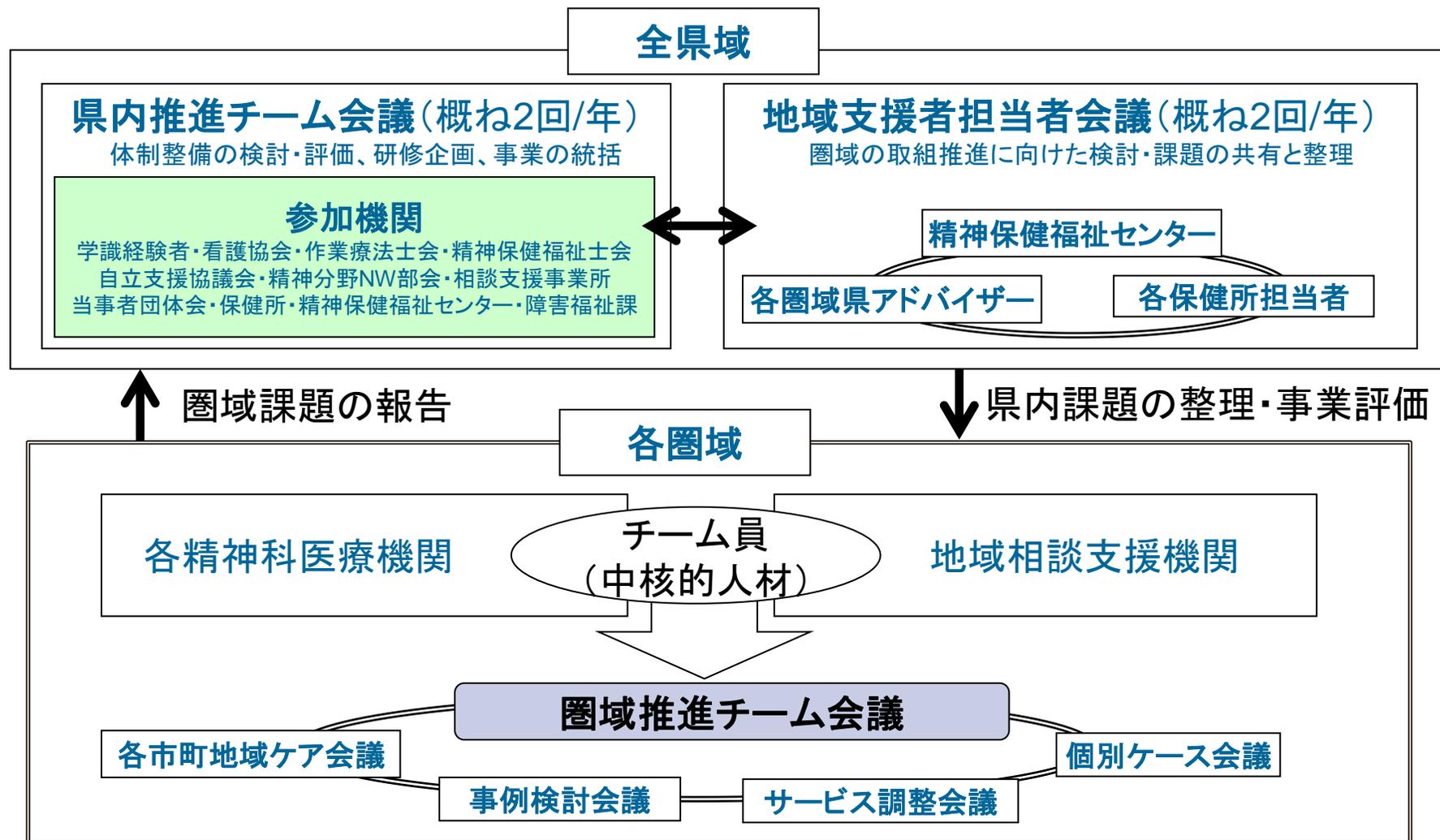
- ・県内推進チーム会議の設置・中核的人材育成研修の開催

基本情報

障害保健福祉圏域数 (R4年4月時点)	7	カ所		
市町村数 (R4年4月時点)	19	市町村		
人口 (R4年4月時点)	1,405,327	人		
精神科病院の数 (R4年4月時点)	12	病院		
精神科病床数 (R4年4月時点)	2,271	床		
入院精神障害者数 (R3年6月時点)	合計	1,830	人	
	3か月未満 (%:構成割合)	434	人	
		23.7	%	
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	273	人	
		14.9	%	
1年以上 (%:構成割合)		1,123	人	
		61.4	%	
	うち65歳未満	331	人	
	うち65歳以上	792	人	
退院率 (H30年実績)	入院後3か月時点	68.8	%	
	入院後6か月時点	84.0	%	
	入院後1年時点	90.9	%	
相談支援事業所数 (R4年4月時点)	基幹相談支援センター数	6	カ所	
	一般相談支援事業所数	24	カ所	
	特定相談支援事業所数	147	カ所	
保健所数 (R4年4月時点)	7	カ所		
(自立支援)協議会の開催頻度 (R3年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	12	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R4年4月時点)	都道府県	有	1	カ所
	障害保健福祉圏域	有	7 / 7	カ所/障害圏域数
	市町村	有	5 / 19	カ所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉チーム関連会議

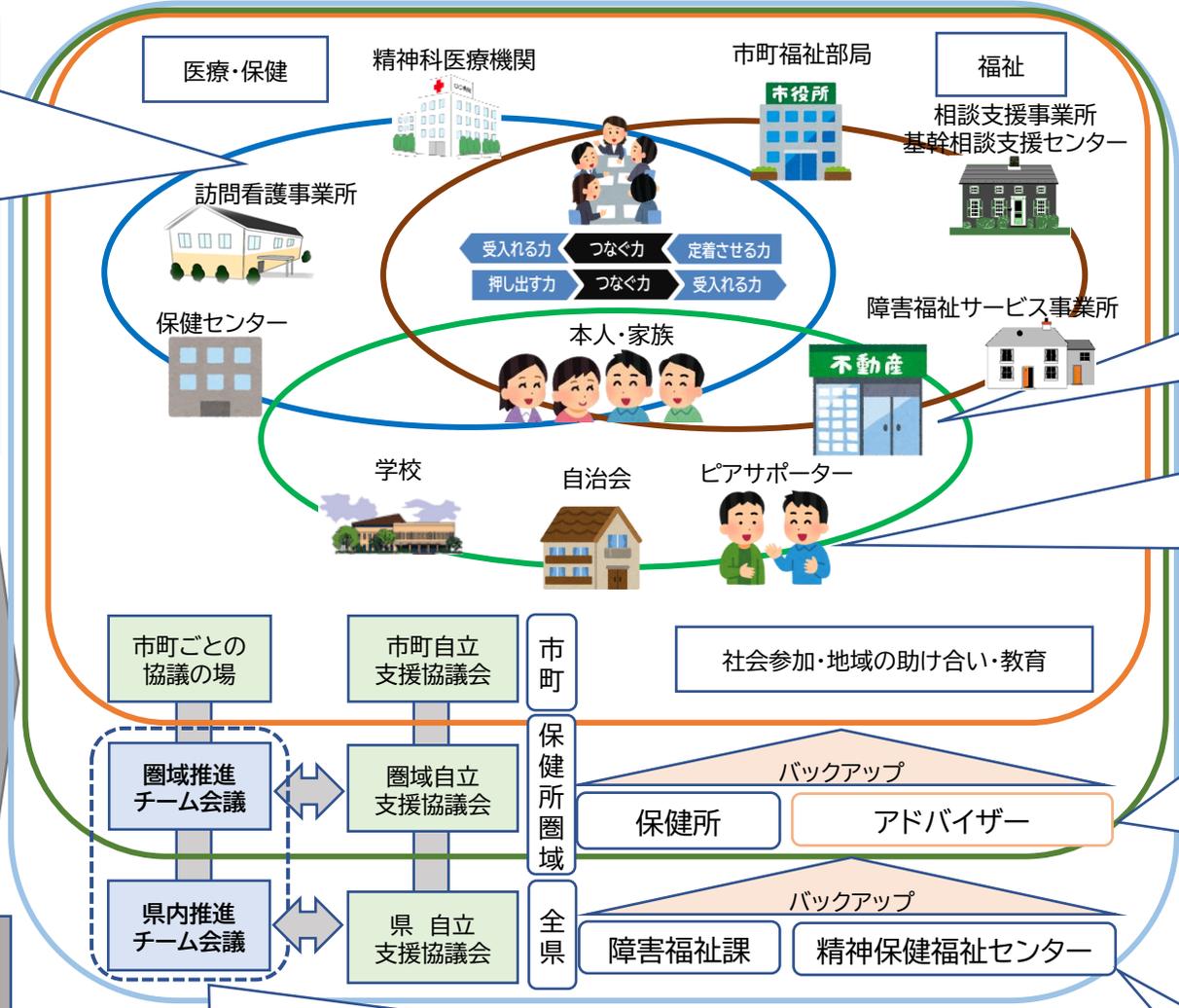


滋賀における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る取組の全体像

目的 精神障害者が**住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができる**よう、医療・保健・福祉等の**関係機関の連携**の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の**医療機関の受入れ**と、**退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑**に行われ、地域移行後の**日常生活が安定して送れる**ための**支援体制を構築**する。

- (オ)多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築
- 児童・思春期
 - 発達障害
 - 依存症
 - PTSD
 - 高次脳機能障害
 - 精神科救急医療システム
 - 退院後支援計画策定推進
 - 自殺対策
 - 災害精神医療
 - 医療観察法
- ※○疾患 ●対策

- 疾患・対策ごとの協議の場
- 発達障害者支援地域協議会
 - 依存症対策連絡協議会
 - 高次脳機能障害対策推進会議
 - 精神科救急システム調整会議
 - 自殺対策連絡協議会
- 滋賀県精神保健福祉審議会
- 精神保健福祉法第9条
・精神保健福祉に関する事項を調査審議させるため設置



(ア)精神障害に対する正しい理解の促進

- ・各種啓発週間の取組
- ・ゲートキーパー養成研修
- ・こころの健康フェスタ

(ウ)精神障害のある人が利用する障害福祉サービス等の確保

- ・不動産屋、家主等への啓発
- ・グループホーム等の県営住宅活用

(キ)家族会、自助グループ等への支援およびピアサポーターの活用

- ・地域住民との交流事業
- ・ピアサポーター活用事業
- ・断酒同友会、連絡会、ダルク自死遺族の会等の連携支援
- ・家族会への支援

(エ)相談支援体制の充実

- ・相談支援体制整備事業
- 各圏域にアドバイザーを配置し、圏域の体制づくりや困難事例等への助言等
- ・保健所を核とした体制整備

(カ)支援人材の養成

- ・基礎研修、スキルアップ研修
- ・中核的人材育成事業研修
- ・各分野専門研修

(イ)医療、保健、福祉の連携による包括的な支援体制の充実

- ・滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム（中核的人材）事業
- 圏域推進チーム会議、県内推進チーム会議を開催し包括的な支援体制の推進

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 平成16年に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を受けて、滋賀県では、精神障害者退院促進事業、精神障害者地域移行支援事業（平成19年度～平成23年度）、精神障害者早期支援・地域定着推進事業（平成23年度下期～平成25年度）、精神障害者在宅チーム医療体制整備事業（平成27年～平成29年）などの事業を実施。
- 平成24年の自立支援法改正により、精神科病院からの地域移行支援は、地域移行支援・地域定着支援に個別給付化され、各圏域における精神障害者の地域移行に係る課題検討の場合は各圏域の状況に応じて継続。
- 平成26年4月に国より示された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を受け、平成27年度より滋賀県医療と福祉の連携を推進する中核的人材育成事業において、再び全県で精神障害者の地域生活支援に係る課題等の協議の場を設置。
- 滋賀県は、全国で3番目に精神科病床数が少ない県であるため、国の目指す病床削減を目的とせず、「長期入院者が望む暮らしを実現させるための地域の受け皿作り」を通して、退院から地域生活に向けた支援の体制整備を図ることを目的として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、平成28年度より滋賀のみんなてつくる精神保健医療福祉チーム事業に取り組んでいる。

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5					
国 県 計 画 等			第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画							
	第2次障害者基本計画						第3次障害者基本計画						第4次障害者基本計画												
	淡海障害者プラン			障害者福祉しがプラン			新・障害者福祉しがプラン			滋賀県障害者プラン			滋賀県障害者プラン2021												
	H18.4障害者自立支援法						H25.4障害者総合支援法																		
通 知	H16.9精神保健医療福祉の改革ビジョン 入院医療から地域生活中心へ ○国民の理解の深化 ○精神医療の改革 ○地域生活支援の強化を今後10年で進める。					H21.9精神保健医療福祉のさらなる改革にむけて 地域を拠点とする共生社会の実現に向けて ○精神保健医療体系の再構築 ○精神医療の質の向上 ○価値生活支援体制の強化 ○普及啓発の重点的实施					H26.4良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性					H29.2これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築 ○精神科病床のさらなる機能分化					R3.3精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書				
支 援 体 制 の 構 築	精神障害者退院促進支援事業（H19～） 精神障害者地域移行支援事業（H23～） 各圏域に自立支援員を配置し、地域と精神科病院等の関係機関が連携・協力し地域移行と地域生活の定着に向けた支援を実施。 ○自立支援員の配置 ○地域移行支援会議の設置 ○地域移行支援運営委員会の設置 ○障害者地域移行促進強化事業による研修会					○自立支援法改正により、 地域移行支援・地域定着支援 に個別給付化 ○各圏域の協議の場については 各圏域の状況に応じて継続実施。					滋賀県医療と福祉の連携を推進する中核的人材育成事業（H27～） 滋賀のみんなてつくる精神保健医療福祉チーム事業（H28～） 精神障害者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるよう、関係機関連携の下で、精神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための支援を推進 ○県内推進チーム会議 ○地域精神保健医療福祉チーム研修 ○圏域推進チーム会議														
	精神障害者早期支援・ 地域定着推進事業 ○受療中断者、未受診者 等への支援 ○事業評価連絡調整会議					精神科重症患者早期集中支援管理料（診療報酬化） 自殺ハイ リsker 訪問支援 懸賞事業 (H26.9～) 精神障害者在宅チーム医療 体制整備事業 ○受療中断者業、未受診者等																			
ピア サ ポ ー ト	滋賀県精神障害者相談支援体制整備事業 相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進。 ○地域のネットワーク構築に向けた調整 ○困難事例や圏域外調整に係る支援、助言 ○専門的支援システムの立ち上げ援助 ○相談支援従事者のスキルアップに向けた助言																								
	精神障害者当事者活動推進事業 ○H18～H20ピアカウンセラー養成講座の開催と 講座終了後の活動支援をNPO法人に委託 ○H21～H22支援センターでのピアカウンセラー活動の継続 支援のための運営スタッフの養成も兼ねて継続委託。					滋賀県精神障害者退院促進支援事業 → 地域移行支援事業 → 精神障害者ピアサポート事業 保健所ごとに圏域内相談支援事業所に委託し、ピアサポーターの活動支援を行う。 ○ピアサポーターの活用 ○地域住民との交流事業 ○ピアサポートフォーラム ○ピアサポーター養成講座																			
	ピアサポート 強化事業 ○ピア活動実施に 必要な設備項の整備					ピアサポートセン ター等設置事業 ○センター設置や 研修に係る経費																			

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和3年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R3年度当初)	実績値 (R3年度末)	具体的な成果・効果
①圏域推進チーム会議の設置	7	7	圏域自立支援協議会の精神障害関係を検討する部会をベースに会議体を構成し、精神障害者支援推進体制の整備を進めてきた。
②圏域内人材育成研修	7	6	各圏域の課題を基に研修会に取り組んだ。 テーマ： (大津)地域包括ケアについて (草津)本人の望む暮らしをどのように支援するか (甲賀)ピアサポートについて (彦根)再認識しよう！意思決定支援の重要性 (長浜)しょうがいしゃ支援会議の動きや、長期入院者の管内の状況について (高島)統合失調症等の症状・治療と対応の基本
③病院での会議または研修会の開催	7	0	新型コロナウイルス感染症の影響から、病院内での会議や研修会の開催はできていないが、医療機関職員がすべての圏域で会議に参画している。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

【特徴(強み)】

1. 各圏域での体制整備の充実
2. ピア活動への参画
3. 県内の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けてより重層的な体制の整備

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する視点別の認識(取組)	
方向性の統一(県の課題や方向性の共有)	役割の理解と具体化 具体的取組のイメージ化	行政側	精神保健福祉担当者会議等で共有
		医療側	圏域会議等で情報共有
		事業者側	自立支援協議会等で情報共有
		関係機関・住民等	自立支援協議会等で情報共有
専門性強化のための研修・実践体系の構築	地域精神保健福祉の体制強化 行政精神保健福祉活動の強化研究	行政側	精神保健福祉担当者会議等で共有
		医療側	圏域会議等で情報共有
		事業者側	自立支援協議会等で情報共有
		関係機関・住民等	自立支援協議会等で情報共有

課題解決の達成度を測る指標	指標の設定理由	現状値	目標値(R3)
①圏域推進チーム会議の設置	検討する場の確保	7圏域	7圏域
②圏域内人材育成研修	人材育成の組織的体制整備	6圏域	7圏域
③病院での会議開催	医療機関従事者の参画	0圏域	7圏域

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R4年 5月	第1回アドバイザー及び都道府県等担当者合同会議(ウェブ配信)	国の制度や動向について
R4年 5月	相談支援体制整備事業アドバイザー会議	各圏域のアドバイザーと保健所・精神保健福祉センター担当者と、各圏域の体制整備に係る事業の内容等について共有、意見交換
R4年 7月	精神保健福祉担当者会議	保健所担当者と国や県の動向について共有し意見交換
R4年10月	滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉推進チーム担当者会議	各保健所で開催されている会議の開催状況や体制構築に係る課題等の共有、検討
R5年 1月	地域精神保健医療福祉チーム研修	圏域体制整備を構築するための人材に対して、先進地等で実践している講師を招いての研修
R5年 2月	滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉推進チーム会議	全県の精神保健医療福祉体制整備に係る課題の検討・取組の評価